

## 第 2 2 回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 4 月 1 3 日 (月) 午後 1 時 5 1 分から午後 2 時 5 0 分

2. 開催場所 相馬市役所 正庁 (3 階)

3. 出席した農業委員 (1 3 人)

会	長	1 4 番	前 川 正 人				
委	員	1 番	佐 藤 雄 一	2 番	鹿 又 幸 也		
		3 番	後 藤 義 昭	5 番	中和田 吉 彦		
		6 番	館 山 友美子	7 番	小 島 良 金		
		8 番	小田原 正 一	9 番	瀧 澤 正 一		
		1 0 番	佐 藤 吉 美	1 1 番	坂 本 雄 司		
		1 2 番	廣 瀬 恵美子	1 3 番	武 島 竜 太		

4. 欠席した農業委員 (0 人)

5. 遅参した農業委員 (0 人)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	大 谷 和 正
事務局次長兼農業振興係長	新 妻 暁 生
農地係長	門 馬 優 樹
事務局主査	佐 藤 達 也

## 7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 専決処分について

(1) 人事の発令について

(2) 農地の転用事実に関する照会について

報告第2号 報告事項について

(1) 農地転用許可に係る工事進捗報告について

(2) 農地転用許可に係る工事完了報告について

(3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

(5) 農地使用貸借合意解約届出について

(6) 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 現況確認証明申請について

議案第5号 令和8年度 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画  
(一括方式) について

議案第6号 令和8年度 相馬市農業委員会活動計画書(案) について

議案第7号 令和8年度 最適化活動の目標の設定等について

## 8. 会議の概要

事務局長        それでは、定刻前ですが、お揃いなので、全員ご起立を願います。一同「礼」。着席願います。

議 長            本日は、第22回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼申し上げます。  
                  それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに第22回相馬市農業委員会総会を開会いたします。  
                  日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。事務局長。

事務局長        それでは、先月の総会以降の諸般について、ご報告申し上げます。お手元の資料、諸般の報告をご覧ください。3月12日、木曜日、総会終了後に農業振興委員会を開催し、本日の総会に議案として上程しておりますが令和8年度農業委員会活動計画書（案）及び最適化活動の目標の設定等について協議を行いました。3月23日、月曜日、黒木地区で農地の転用事実に関する現地調査を廣瀬委員に実施していただいております。3月24日、火曜日、本日の総会に係る議案書を郵送配布しております。3月31日、火曜日、前川会長より3月31日付け事務局職員の人事異動に伴う辞令交付を行いました。4月1日、水曜日、前川会長より4月1日付け事務局職員の人事異動に伴う辞令交付を行いました。4月3日、金曜日・6日、月曜日、本日の総会に向けて現地調査を行っております。

議 長            次に、日程第2、議事録署名委員の指名を行います。6番館山友美子委員、8番小田原正一委員、ご兩名を指名いたします。  
                  次に、日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（ 「異議なし。」との声 ）

議 長            ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。  
                  次に、日程第4、議事に入ります。報告第1号 専決処分につい

てを議題といたします。(1) 人事の発令について事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 報告第1号 専決処分のうち(1) 人事の発令について、ご説明いたします。3月31日付の出向関係について、農業委員会事務局長 志賀謙寿および、農業振興係主査 三瓶望について相馬市に出向を命じております。

次に4月1日付の異動関係についてです。産業部付課長 大谷和正について、相馬市農業委員会事務局長を命じております。農地係長 門馬優樹について、相馬市農業委員会事務局主任主査に昇格とし、主任主査(兼)農地係長を命じております。保健センター主査 高橋圭子について、相馬市農業委員会事務局農業振興係主査を命じております。

本来であれば農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づき職員は農業委員会が任命することになっており農業委員会の議決によって任命される訳ではありますが、人事発令は総会前に行われておりますので専決処分によって決定したところであります。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

ここで、移動のあった職員より、ご挨拶をお願いします。

( 事務局 大谷・門馬・高橋 挨拶 )

議長 次に、(2) 農地の転用事実に関する照会について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 報告第1号 専決処分、(2) 農地の転用事実に関する照会について、今月は1件の照会がありました。番号1について、福島地方法務局相馬支局登記官から、令和8年2月12日付けで「農地の転用事実について」照会があり、回答については、農林水産省通知に基づき、照会の日から、2週間以内に回答する必要があるため、専

決処分として取り扱わせていただきました。申請人の住所、氏名、土地の所在はそれぞれ議案書記載のとおりであり、当時の許可申請の内容は農地法第5条に基づく所有権の移転（売買）となります。なお、申請人は、許可申請者である譲受人から、裁判所判決に基づき、新たに所有者になった者です。令和8年2月16日に7番農業委員とともに確認を行い、転用目的「通路用地」として、転用目的のとおり使用していることを確認し、令和8年2月20日に土地の現況を「非農地の宅地」と回答いたしました。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、報告第2号 報告事項についてを議題といたします。(1) 農地転用許可に係る工事進捗報告について(2) 農地転用許可に係る工事完了報告について(3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について(4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について(5) 農地使用貸借合意解約届出について(6) 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 報告第2号・報告事項について、事務局よりご報告いたします。(1) 農地転用許可に係る工事進捗報告について、今月は1件の報告を受理いたしました。去る4月3日、6番、7番、8番委員とともに現地調査を実施し、工事の進捗状況を確認いたしました。(2) 農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は5件の報告を受理いたしました。番号1、番号2及び番号5については、去る4月3日、6番、7番、8番委員とともに現地調査を実施し、農地転用の許可条件のとおりに工事が完了していることを確認いたしました。番号3及び番号4については、追認による農地転用許可となっているため、現地調査を省略しております。(3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について、今月は6件の届出を受理いたしました。権利の取得事由についてはいずれも相続によるものとなっており、農業委員会によるあっせん等の希望はありませんでし

た。(4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、今月は4件の通知を受理いたしました。番号1及び番号2の解約の理由については、農地法第3条申請に伴う解約となっており今後、農地法第3条申請がなされる予定となっております。番号3の解約の理由については、耕作者変更によるものとなっております。解約後の耕作者との契約については、現在調整中となっております。番号4の解約の理由については、農地法第3条申請に伴う解約となっており、同地は「本総会議案第1号」の番号1に上程されております。(5) 農地使用貸借合意解約届出について、今月は2件の届出を受理いたしました。番号1の解約の理由については、耕作者変更に伴う解約となっており、解約後の耕作は相對契約にて行うこととなっております。番号2の解約の理由については、所有者都合によるものとなっております、解約後は所有者が管理することとなっております。(6) 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について報告いたします。こちらについては2月に開催しました全体協議会において委員及び推進委員の皆様にご協議いただき、報告事項として取り扱っても差し支えないとのことから、先月の第21回総会にて今後は報告事項として取り扱うことを議決いただいたため、今回より報告事項として報告するものです。お手元にお配りした資料をご覧ください。去る4月3日及び4月6日に各輪番委員及び地区担当推進委員とともに現地調査を実施し、資料に記載の114件について判断いたしました。まず、農地と判断したものについて報告いたします。資料の番号28、36、39、50、67、68、77、78、100、101、106から108、109から112の計17件については農地と判断いたしました。その他の97件については非農地と判断いたしました。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。番号1番については、13番武島竜太委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与

の制限に該当することから13番武島竜太委員は暫時の間、退場願います。

( 13番武島竜太委員 退場 )

議 長 調査担当委員より、調査の報告を願います。番号1番について、担当委員挙手願います。5番中和田吉彦委員お願いします。

5 番 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件をご報告いたします。申請人・申請地については議案書に記載のとおりです。去る3月28日に地区担当推進委員および譲受人とともに現地調査を行ってまいりました。移転設定内容は、所有権の移転(売買)になります。譲受人の農業機械の所有状況・世帯における従事者と従事状況・経営面積については議案書記載のとおりです。譲受人には不耕作地がないことを現地調査により確認いたしました。よって許可基準第1号、第4号については要件を満たしております。次に許可基準第2号についてであります。譲受人は個人であるため非該当であります。次に許可基準第3号についてであります。議案書に記載のとおり該当ありません。次に許可基準第5号についてであります。譲受人に転貸などの事実はないため、非該当であります。最後に許可基準第6号の地域調和要件であります。議案書記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はございません。なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。よって、許可相当であると判断いたしました。

議 長 次に、事務局より、補足説明を求めます。事務局。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より補足説明いたします。こちらは、譲渡人が相続により申請地を取得したものの、申請地を耕作している譲受人に対して売却を希望したことから、申請に至ったものとなります。なお、譲受人の貸付地については基盤整備事業の際、地権者組合らが地区内の耕作地効率化を目的として、配分したものであるため、全部効率利用要件としては問題ないものと判断しております。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号 番号1番、農地法第3条の規定による許可申請については原案のとおり可決いたします。13番武島竜太委員の入場を認めます。

( 13番 武島竜太委員 入場 )

議 長 武島竜太委員にご報告いたします。議案第1号 番号1番農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決することに決せられました。

続いて、番号2番について、担当委員挙手願います。8番小田原正一委員お願いします。

8 番 議案第1号、2番案件をご報告いたします。この案件は農地法第3条に基づく所有権の移転申請となります。去る4月2日地元推進委員とともに現地において聞き取り調査を行いました。権利の設定内容は所有権の移転(贈与)になります。譲渡人・譲受人は議案書記載のとおりです。譲受人の農機具の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については議案書記載のとおりです。譲受人には不耕作地がないことを現地調査により確認いたしました。よって許可基準第1号、第4号については要件を満たしております。次に許可基準第2号についてであります。譲受人は個人であるため非該当であります。次に許可基準第3号についてであります。議案書に記載のとおり該当ありません。次に許可基準第5号につい

てであります。譲受人に転貸などの事実はないため、非該当であります。最後に許可基準第6号の地域調和要件であります。譲受人は長年耕作しているため地域の調和が損なわれるような問題はありません。なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。よって、許可相当であると判断いたしました。

議 長 次に、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より補足説明いたします。申請地は譲受人が長年耕作しており、当事者間においては譲受人の所有との認識でしたが、農地法の許可申請がなされておりました。土地の所有権について正しく整理するため、申請に至ったものとなります。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号 番号2番 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務

局より審査内容を説明申し上げます。案件1について、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。本件は、申請人が農業委員会で農地の転用について相談をした際に、申請地が既に駐車場、進入路及び花壇用地として使用されており、違反転用状態であることが判明したため、今般顛末書をつけて申請をしたものです。なお、申請地の違反転用は申請人が、農地転用許可が必要だと認識しておらず、許可を受けないまま約30年前から駐車場用地等として使用していました。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利もありません。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

議 長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。番号1番について、担当委員挙手願います。9番瀧澤正一委員願います。

9 番 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、案件1番です。4月6日、10番委員・11番委員・地区担当推進委員・事務局2名とともに、現地調査を行いました。調査担当委員を代表して報告いたします。申請人及び申請地は議案書記載のとおりです。本件は、駐車場、進入路及び花壇用地としての利用を目的とした許可申請です。許可基準第1号立地基準について、申請地は概ね10ヘクタール未満の農地であることを現地調査で確認し、第2種農地と判断しました。許可基準第2号は代替地の検討結果もあり、申請地以外での事業は困難と判断しました。以上の事から立地基準は満たしております。許可基準第4号は議案書に記載のとおりの方策で周辺農地への影響・支障はないと判断しました。また地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より審査内容を説明申し上げます。案件1について、譲受人、譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、太陽光発電事業用地です。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）です。工事期間は、許可の日から3カ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分は、東北電力ネットワークの太陽光発電設備系統連携承諾を受けていることを確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。次に案件2をご覧ください。譲受人、譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、コンテナ置場用地です。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）です。工事期間は、許可の日から10カ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利もありません。なお、本件転用申請に伴い、周辺に農地の袋地が発生しますが、今後も申請地を通作路として使用することについて、譲受人より同意書の提出を受けております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。次に案件3をご覧ください。譲受人、譲渡人、申請地及び併用地は、議案書に記載のとおりです。本件は、東日本高速道路株式会社が、市内の常磐自動車道4車線化工事に伴う工事車両待機場及び表土仮置き場用地として一時転用するものです。権利の移転設定の内容は、賃貸借権の設定です。工事期間は、許可の日から36カ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりですが、⑤行政庁の免許、許可等の処分について、

常磐自動車道4車線化に伴う道路等の施工計画について、市都市整備課等と協議済みであることを確認しております。また、申請地は農業振興地域内農用地区域であるため、農林水産課より開発許可不要の確認を受けております。ここで、農業振興地域内農用地区域については、立地基準の観点から原則として許可できないとされていますが、例外として仮設工作物の一時転用であって、高速道路建設のため必要であると認められる場合等は許可できることとなっております。また、⑥併用地の有無は、相馬市の公衆用道路です。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

議 長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。番号1番について、担当委員挙手願います。10番佐藤吉美委員願います。

10番 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について1番案件です。去る4月6日、9番委員・11番委員・地区担当推進委員及び事務局2人で現地調査を行いました調査委員を代表して報告いたします。申請人・申請地については議案書記載のとおりです。許可基準第1号立地基準について申請地は周囲を山林・原野で囲まれた概ね10ヘクタール未満の農地であることを現地調査で確認し第2種農地と判断いたしました。許可基準第2号は、代替地の検討結果もあり他の場所での事業は困難と判断しました。以上の事から立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書記載のとおりの方策で、周辺農地への影響・支障はないと判断しました。また、地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。

議 長 続いて、番号2番について、担当委員挙手願います。7番小島良金委員願います。

7番 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について2番案件です。去る4月3日に、6番8番委員と地区担当推進委員、事務局2名で、現地調査を行いました。担当委員を代表して報告いたします。譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。この案件は、譲受人が営んでいる事業でコンテナを所有しており、それを保管する土地を確保するための許可申請です。許可基準第1号立

地基準ですが申請地は、非線引き区域用途区域外の農地に位置し、概ね10ヘクタール未満の農地であることを、現地調査で確認し、第2種農地と判断しました。許可基準第2号ですが、代替地の検討結果もあり、申請地以外での事業は困難と判断しました。以上の事から、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響・支障はないものと判断しました。第5号は該当ありません。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から、許可相当と判断しました。

議長 続いて、番号3番について、担当委員挙手願います。6番館山友美子委員をお願いします。

6番 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について3番案件です。4月3日に、7番委員、8番委員、推進委員及び事務局2名で、現地調査を行いました、調査担当委員を代表して報告いたします。譲受人、譲渡人、申請地及び併用地は議案書記載のとおりです。本件は、工事車両待機場及び表土仮置き場用地を目的とした、賃貸借権の設定（一時転用）です。許可基準第1号の立地基準について、申請地は農業振興地域内の農用地です。しかし、この案件は常磐自動車道4車線化工事に伴う仮設用地の「一時転用」です。また、許可基準第2号は、常磐自動車道に隣接する申請地以外の場所での施工は不可能です。以上の事から、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号並びに許可基準第5号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響・支障はないと判断しました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から、許可相当と判断しました。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号 現況確認証明申請についてを議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。番号1番について担当委員挙手願います。11番坂本雄司委員願います。

11番 議案第4号 現況確認証明申請について、非農地である旨の証明申請があったので次のとおり提出します。申請地の状況を、9番委員・10番委員・地区担当推進委員・事務局2名とともに4月6日に実施した現地調査により確認してまいりました。議案書に記載された申請理由のとおり、周辺の状況からも、今後も農地として耕作することは困難とみてまいりました。従って農地状況は、申請地目のとおり(原野)として証明書を交付することが適当であると判断いたしました。

議 長 次に、事務局より、補足説明を求めます。事務局。

事務局 議案第4号 現況確認証明申請について補足説明は、特にございません。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件については、委員報告のとおり証明することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長           ご異議なしと認めます。よって、議案第4号 現況確認証明申請については委員報告のとおり証明することに決せられました。

次に、議案第5号 令和8年度 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画（一括方式）についてを議題といたします。番号1番については、私が議事参与の制限に該当しますので議長を武島竜太会長職務代理者と交代いたします。

( 議長 交代 )

議 長           それでは、暫時の間、議長を務めさせていただきますので、よろしくお祈いします。議案第5号 番号1番を議題といたします。本件に関し14番前川正人委員は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当いたしますので暫時の間、退場願います。

( 14番 前川正人委員 退場 )

議 長           事務局より説明を求めます。事務局。

事務局           議案第5号 番号1番 令和8年度 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画（一括方式）について説明いたします。権利の設定人・非設定人については議案書記載のとおりで、契約期間が満了することから再度、利用権を設定する契約です。なお、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件はすべて満たしております。

議 長           質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長           質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号 番号1番については「意見なし」とすることになりました。14番前川正人委員の入場を認めます。

( 14番 前川 正人委員 入場 )

議 長 14番前川正人委員にご報告いたします。議案第5号 番号1番については「意見なし」とすることになりました。以上で、議長を交代いたします。

( 前川会長に議長交代 )

議 長 次に、議案第5号 番号2番から番号8番を議題といたします。番号2番から8番までについて相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議がないようですので一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第5号 令和8年度 番号2番から番号8番について説明いたします。権利の設定人・非設定人については議案書記載のとおりで、2番から5番は、契約期間が満了することから再度、利用権を設定する契約です。番号6番から8番は、新たに利用権を設定する契約です。なお、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件はすべて満たしております。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号 令和8年度 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画（一括方式）については「意見なし」とすることに決せられました。

次に、議案第6号 令和8年度 相馬市農業委員会活動計画書（案）について並びに、議案第7号 令和8年度最適化活動の目標の設定等については関連がありますので、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により、一括議題といたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。農業振興委員会委員長より説明願います。佐藤雄一委員長お願いします。

委員長 議案第6号及び第7号につきまして説明申し上げます。去る3月12日、総会終了後に農業振興委員会を開催し協議をいたしました。協議内容等について、ご説明いたします。議案第6号 令和8年度 相馬市農業委員会活動計画書（案）については、事務局より「前年度から大きな変更はなく昨年と同様の内容で計画書（案）を作成した」との説明がありました。協議の結果、事務局案を了とすることに決定いたしました。次に、議案第7号 令和8年度最適化活動の目標の設定等については、事務局より「令和7年度の目標状況を鑑み、Ⅰ・農業委員会の状況、Ⅱ・最適化活動の目標については、目標を設定した」との説明がありました。協議の結果事務局案を

了とすることに決定しました。なお、詳細については事務局より補足説明をお願いします。

議長 続いて、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 議案第6号 令和8年度 相馬市農業委員会活動計画書(案)について補足説明いたします。令和8年度 相馬市農業委員会活動計画書(案)については基本方針をこれまで同様、農業委員会として農地利用最適化活動を進めて行くこととしており、計画案全体としては昨年度と同様の内容で議案として提案させていただいております。

続きまして、議案第7号 令和8年度最適化活動の目標の設定等については、I 農業委員会の状況のうち、1 農業委員会の現在の体制については、令和8年4月1日現在の農業委員会の体制を記載しております。2 農家・農地等の概要につきましては、総農家数・農業経営体数ですが「2020の農林業センサス」の数字を記載しています。次に、基幹的農業従事者数・女性・40代以下の人数について、こちらも「2020の農林業センサス」の数字を記載しています。認定農業者等の経営体数(経営体)については、相馬市で把握している最新の情報より、認定農業者数を157経営体、農業参入法人を21経営体となっております。次に、耕地面積ですが先月3月24日に公開された「令和7年耕地及び作付面積統計」の数字を記載しています。前年度からの増減としては、(田)が2,630ヘクタールから2,620ヘクタールで10ヘクタール減、(畑)が632ヘクタールから618ヘクタールで14ヘクタール減、となっております。

II 最適化活動の目標のうち、1 最適化活動の成果目標(1) 農地の集積①現状及び課題について、最新の農地面積が3,240ヘクタールのうち、175経営体の認定農業者が耕作している面積が1,376ヘクタール、集積率にして42.4パーセントとなっております。課題としましては、「農業者の高齢化や後継者・新規就農者不足に加え生産資材の高騰等、厳しい状況の中で耕作できない農地が増加している。」としております。続いて、②目標につきましては、福島県浜通り地区の集積目標を令和11年度までに77パーセントと定めております。この目標を達成するため令和8年度から残り4年で達成する数値として今年度の新規集積面積を279ヘ

クタールとして、農地面積につきましては3,240ヘクタールでございます。今年度末の集積面積1,655ヘクタールは先ほどの新規集積面積を達成した場合の面積となり今年度末の集積率は51.0パーセントとなります。

続きまして(2)遊休農地の解消①現状及び課題について現時点の事務局で把握している遊休農地面積が79.3ヘクタール、内訳として緑区分が56.8ヘクタール・黄色区分が22.5ヘクタール。課題として「遊休農地解消に向けた活動(農地パトロールや所有者への指導)を実施しているものの、担い手不足・高齢化・不在地主の増加により、解消面積を上回る新たな遊休農地が発生している。」となっております。②目標として令和3年度、a緑区分の面積23.0ヘクタールの5分の1の面積を毎年解消することを目標数値としております。同じく令和3年度、b黄区分の遊休農地面積を39.7ヘクタールを解消していくための方針として「ほ場整備に近接している黄区分については積極的に解消に向けて活動を実施し周辺の状況から、農地に復元しても再び荒廃化する可能性の高い農地については、非農地判断を進めていく。」としております。

(3)新規参入の促進①現状及び課題の現状としては新規参入者の経営体と農地面積は令和5・6・7年度の実績を記載しています。課題としては「新規参入希望者が少ないこと」と記載しています。②目標として、権利移動面積は農地法第3条・4条・5条や中間管理機構を経由した名義変更・貸借面積について合算したものです。こちらの面積は過去3年間の農地権利移動面積の平均したものの1割以上を新規参入者への貸付面積を公表する目標設定とする内容となっておりますので18.7ヘクタールを目標と設定します。

続きまして、2最適化活動の活動目標について(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標として、委員1人当たりの活動日数ですが、令和7年度の実績が平均8日となっております。令和8年度の活動目標も引き続き8日と設定いたしました。(2)活動強化月間の設定目標について、年4回の取組項目といたしましては7月・1月は新規参入の促進、8月の遊休農地の解消、12月の農地の集積・集約となっております。年間通して活動を行っていただいておりますが特に強化月間につきましては活動強化にご協力をお願いします。(3)新規参入相談会への参加目標について、参加者数1名以上、東京都内で開催の「新・農業人フェア」へ1回参加を設定しております。目標設定につきましては、国や県の基準等を踏まえた数値として作

成しております。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

5 番 議案第6号 令和8年度 相馬市農業委員会活動計画書(案)の基本方針の中で「このような中、農業委員会では、本市農業の振興・発展のため、関係機関・団体と連携を図り」とありますので、「I 最適化活動の成果目標」中「(3) 新規参入の促進」において、地元団体と連携することについて、次年度からでも取り入れてはどうか、と提案します。

議 長 次に、討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号 令和8年度 相馬市農業委員会活動計画書(案)について並びに、議案第7号 令和8年度最適化活動の目標の設定等については原案のとおり決せられました。

以上で、提出された議案すべて終了といたします。

本日、決定したことの取扱いについては議長に一任願いたいと存じますがご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。以上をもちまして、第22回相馬市農業委員会総会を閉会といたします。

相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会 会長 前川 正人

議事録署名委員 6番 舘山 友美子

議事録署名委員 8番 小田原 正一